

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

☆ 熱中症予防対策 ☆

鹿児島県における令和2年の職場における熱中症の発生状況は、死者数が19人（死亡者0人）でした。

職場においては、新型コロナウイルス感染症予防対策への対応も求められていますが、併せて十分な熱中症予防措置をお願いいたします。

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図るため、「令和3年度STOP!熱中症 ワーククールキャンペーン」を実施しています。厚生労働省のHPをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17076.html)

労基署 だより

第165号
R3.7.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

新型コロナ特別労働相談窓口
鹿児島労働局
雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

労働条件相談ほっとライン
長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
0120-811-610

☆ みんなで休暇。夏を楽しみリフレッシュ ☆

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

みんなで休暇。
夏を楽しみ
リフレッシュ。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

- 働き方・休み方改善ポータルサイト
(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>)
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ
- 年次有給休暇取得促進特設サイト
(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin>)

《労働相談コーナー》

【Q】私はパート労働者です。私の会社では、正社員には通勤手当が支給されていますが、パート労働者にはありません。問題はないのでしょうか。

【A】同一労働同一賃金の新ルール（パート有期労働法：中小企業へも令和3年4月から適用）により同一企業内の正社員と非正規との不合理な待遇差が禁止されています。ご質問の通勤手当は、ガイドラインによれば原則、パート労働者へも支給する必要があるとしています。

労働局の委託事業で開設している鹿児島働き方改革推進支援センターでは、同一労働同一賃金を含む時間外労働規制や国の助成金の活用など「働き方改革」に関する様々なご相談に応じています。

鹿児島働き方改革推進支援センター 有給休暇の5日取得 時間外労働の上限 同一労働同一賃金
～ 働き方改革の取り組みを支援します ～ TEL 0120-221-255 (<https://hatarakikata.sr-kagoshima.jp/>)

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>) に掲載しています。